

医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置

令和4年12月23日

中央社会保険医療協議会 総会 第535回

- 医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及の徹底の観点から、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」について、**(1) 初診時・調剤時の評価を見直すとともに、(2) 再診時についても新たに評価を行う特例措置を講ずる。**
- また、あわせてオンライン請求を更に普及する観点から、**(3) 当該加算の算定要件を見直す特例措置を講ずることとする。**
- これらの特例措置を令和5年4月から12月まで(9か月間) 時限的に適用する。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算

※ 本加算で、医療機関・薬局に求められる取組・体制は、次ページ

(1) 初診時・調剤時の加算の特例

施設基準を満たす保険医療機関・保険薬局において、初診又は調剤を行った場合における評価の特例

- ・初診料(医科・歯科)
医療情報・システム基盤整備体制充実加算1 (マイナンバーカードの利用なし) 4点 → 6点
- ・調剤管理料(調剤)
医療情報・システム基盤整備体制充実加算1 (マイナンバーカードの利用なし) 3点 (6月に1回) → 4点

(2) 再診時の加算の特例

施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対し、再診を行った場合における評価を設ける
・再診料

(新) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算3 (マイナンバーカードの利用なし) 2点 (1月に1回)

(3) 加算要件の特例(オンライン請求の要件)

現行の加算は、オンライン請求を行っていることが要件となっているが、オンライン請求を令和5年12月31日までに開始する旨の届出を行っている保険医療機関・保険薬局は、令和5年12月31日までの間に限り、この要件を満たすものとみなす。

	現行の加算	特例措置(令和5年4~12月)
初診	マイナンバーカードを利用しない	6点
	〃 利用する	2点
再診	マイナンバーカードを利用しない	2点
	〃 利用する場合	-
調剤	マイナンバーカードを利用しない	4点
	〃 利用する場合	1点

(続き)

【医療機関・薬局に求められること】

今般の特例で新たに設定



初診時等における診療情報取得・活用体制の充実

【施設基準】(初診時・再診時共通)

○ 次の事項を当該医療機関・薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。

- ① オンライン請求を行っていること。
 - ② オンライン資格確認を行う体制を有していること。
 - ③ ②の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うこと(※)について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。
- (*) ①は今回の特例措置で、R5.12.31日までにオンライン請求を開始することを地方厚生局長等に届け出た場合には要件を満たしたものとみなす。

【算定要件】

○ 上記の体制を有していることについて、掲示するとともに、必要に応じて患者に対して説明すること。(通知)

再診時における診療情報取得・活用体制の充実

(※) 具体的の対応として問診票の標準的項目を規定 (通知)

診療情報取得・活用する効果 (初診・調剤)

医療機関

- ✓ 薬剤情報により、重複投薬を適切に避けられるほか、投薬内容から患者の病態を把握できる。
- ✓ 特定健診結果を診療上の判断や薬の選択等に生かすことができる。

問診票の標準的項目を新たに告知示している

- 問診票 (初診時)
- 今日の症状
 - 過去の病気
 - 他の医療機関の受診歴
 - 処方されている薬
 - 特定健診の受診歴
 - アレルギ-の有無
 - 妊娠・授乳の有無
 - ……

オンライン
確認可能

※当院は診療情報取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めています。

薬局

- ✓ 薬剤情報により、重複投薬や相互作用の確認が可能になる。
- ✓ 特定健診の検査値を踏まえた処方内容の確認や服薬指導が可能になる。

医療機関

- ✓ 薬剤情報により、重複投薬を適切に避けられるほか、投薬内容から患者の病態を把握できる。

再診時の確認等について告知示す予定

再診時の確認事項

- 薬剤情報
- その他、必要に応じて健診情報等

(※) 再診時の具体的の対応として、薬剤情報の確認や、その他必要に応じて健診情報等の確認を行う旨を規定予定 (通知)

診療情報取得・活用する効果 (再診)